

社会福祉協議会会費について

会員の区分について	丸亀市			綾歌町			飯山町			調整(案)		
		一般会費 1世帯 300円	一般会費 1世帯 500円	一般会費 1世帯 300円	一般会費 1世帯 300円	一般会費 1世帯 300円	一般会費 1世帯 300円以上	一般会費 1世帯 300円以上	一般会費 1世帯 300円以上	一般会費 1世帯 300円以上	一般会費 1世帯 300円以上	一般会費 1世帯 300円以上
	賛助会費 1人 1,000円	賛助会費 1人 3,000円	賛助会費 1人 1,000円	賛助会費 1人 1,000円	賛助会費 1人 1,000円	賛助会費 1人 1,000円以上	賛助会費 1人 1,000円以上	賛助会費 1人 1,000円以上	賛助会費 1人 1,000円以上	賛助会費 1人 1,000円以上	賛助会費 1人 1,000円以上	
	団体会費 1団体 3,000円	団体会費 なし	団体会費 なし	団体会費 なし	団体会費 なし	団体会費 なし	団体会費 なし	団体会費 なし	団体会費 1人 3,000円以上	団体会費 1人 3,000円以上	団体会費 1人 3,000円以上	
	特別会費 1口 10,000円								特別会費 廃止	特別会費 廃止	特別会費 廃止	
一般実績会費	会員世帯数 13,392	会員世帯数 2,500	会員世帯数 4,273	会員世帯数 4,273	会員世帯数 4,273	会員世帯数 4,273	会員世帯数 4,273	会員世帯数 4,273	対象世帯	対象世帯	対象世帯	全世帯加入を目標に社協活動への理解協力を得られるよう努める
	全世帯数 30,569	全世帯数 3,467	全世帯数 5,442	全世帯数 5,442	全世帯数 5,442	全世帯数 5,442	全世帯数 5,442	全世帯数 5,442	対象世帯	対象世帯	対象世帯	全世帯加入を目標に社協活動への理解協力を得られるよう努める
	加入率 43.8%	加入率 72.1%	加入率 78.5%	加入率 78.5%	加入率 78.5%	加入率 78.5%	加入率 78.5%	加入率 78.5%	加入率	加入率	加入率	全世帯加入を目標に社協活動への理解協力を得られるよう努める
賛助実績会費	会員数 205	会員数 500	会員数 47	会員数 47	会員数 47	会員数 47	会員数 47	会員数 47	対象者	対象者	対象者	社会福祉活動に賛同して協力頂ける者
	社協役員 民生児童委員 保護司	福祉協力員	民生児童委員 議会議員 社協職員	民生児童委員 議会議員 社協職員	民生児童委員 議会議員 社協職員	民生児童委員 議会議員 社協職員	民生児童委員 議会議員 社協職員	民生児童委員 議会議員 社協職員	対象者	対象者	対象者	社会福祉活動に賛同して協力頂ける者
団体会費	54団体	0	0	0	0	0	0	0	対象団体	対象団体	対象団体	社会福祉活動に賛同して頂ける施設・団体等
特別実績会費	0	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	対象団体	対象団体	対象団体	社会福祉活動に賛同して頂ける施設・団体等
会費の納入方法について	篤志家・社会福祉関係者・会社・団体・施設等	福祉協力員単位で、依頼	福祉協力員単位で、依頼	福祉協力員単位で、依頼	福祉協力員単位で、依頼	福祉協力員単位で、依頼	福祉協力員単位で、依頼	福祉協力員単位で、依頼	廃止	廃止	廃止	
	地区コミュニティ単位で、依頼	一般会費	一般会費	一般会費	一般会費	一般会費	一般会費	一般会費	当分の間現行どおりとする	当分の間現行どおりとする	当分の間現行どおりとする	
	保護司・民生児童委員各事務局へ依頼 役員は役員会開催日	賛助会費	賛助会費	賛助会費	賛助会費	賛助会費	賛助会費	賛助会費	当分の間現行どおりとする	当分の間現行どおりとする	当分の間現行どおりとする	
	団体育成助成金申請時に依頼	団体会費	団体会費	団体会費	団体会費	団体会費	団体会費	団体会費	丸亀市社協の例による	丸亀市社協の例による	丸亀市社協の例による	
会費の使途について	会費は、納入額相当分を当該年度内に各地区コミュニティに助成金として交付している	会費は、各種事業に充てている	会費は、各種事業に充てている	会費は、各種事業に充てている	会費は、各種事業に充てている	会費は、各種事業に充てている	会費は、各種事業に充てている	会費は、各種事業に充てている	①一般会費は、地区社協に還元し、地区福祉活動の活性化を図るものとする	①一般会費は、地区社協に還元し、地区福祉活動の活性化を図るものとする	①一般会費は、地区社協に還元し、地区福祉活動の活性化を図るものとする	
									②賛助会費・団体会費は法人運営費に充てる	②賛助会費・団体会費は法人運営費に充てる	②賛助会費・団体会費は法人運営費に充てる	

合併協定資料

協定項目第13 説明資料

介護保険事業所の指定状況及び事業所調整事項

事業名	現在の事業所開設状況			調整
	丸亀社協	綾歌社協	飯山社協	
居宅介護支援事業所	○	○	○	3事業所とも継続して実施する。
訪問介護事業所	○	○	○	3事業所とも継続して実施する。
訪問入浴介護事業所	○	○	×	① 2事業所とも継続して実施する ② 新市全域を対象に実施する。
通所介護事業所	×	×	○	新市全域を対象に実施する。
福祉用具貸与事業所	○	×	×	民間事業者との競合を考慮し、廃止の方向で調整する。

備考 ○=事業所を開設して実施中、 ×=事業所なし、